

議案第187号

訴訟の提起について（経済戦略局関係）

次のとおり賃料相当損害金等請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 森之宮公設市場協 同組合ほか3名 2 大阪地方裁判所 賃料相当損害金等請求事 件	<p>本市との間で締結した東成区中本1丁目80番1の市有地（以下「本件土地」という。）及び同80番3の市有地（本件土地と併せて以下「本件各土地」という。）に係る賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が解除されたにもかかわらず、本件土地を不法に占有して本件土地上に建物（以下「本件建物」という。）を所有していた被告森之宮公設市場協同組合（以下「被告組合」という。）に対し、平成25年1月18日に、本件土地に係る建物収去土地明渡し並びに本件土地の明渡しが完了するまでの賃料相当損害金（以下「本件賃料相当損害金」という。）並びに本件各土地に係る滞納賃料及びこれに対する遅延損害金（以下「本件滞納賃料遅延損害金」という。）の支払を命じる旨の判決があったが、被告組合は本件建物を収去して本件土地を明け渡すことをしなかった。</p> <p>これに対し、本市は、本市の申立てを受けた執行官が本件建物を被告組合の費用で収去することができる旨の申立てをしたところ、平成27年10</p>

月20日に同申立てを認める決定があった。

本市は、執行官に本件建物の収去を完了させたこと並びに被告組合が本件賃料相当損害金及び本件滞納賃料遅延損害金を支払わないことから、被告組合に対し、本件賃料相当損害金金34,445,576円、本件滞納賃料遅延損害金金34,121円及び本件建物の収去により本件土地を原状回復するために要した費用（以下「本件原状回復費用」という。）金17,877,654円の合計金52,357,351円並びに本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払を求めるとともに、本件契約に係る連帯保証債務の履行として、本件契約の連帯保証人であり、かつ、本件契約の他の連帯保証人である訴外人（以下「訴外特定人」という。）の相続人である被告辻恵次郎に対し、本件賃料相当損害金金34,445,576円、本件滞納賃料遅延損害金金34,121円及び本件原状回復費用金17,877,654円の合計金52,357,351円並びに本件原状回復費用に対する遅延損害金の支払を、訴外特定人の相続人である被告辻登美子に対し、本件賃料相当損害金の一部金17,222,788円、本件滞納賃料遅延損害金の一部金17,060円及び本件原状回復費用の一部金8,938,827円の合計金26,178,675円並びに本件原状回復費用の一部に対する遅延損害金の支払を、訴外特定人の相続人である被告坂口美也子に対

し、本件賃料相当損害金の一部金8,611,394円、本件滞納賃料遅延損害金の一部金8,530円及び本件原状回復費用の一部金4,469,413円の合計金13,089,337円並びに本件原状回復費用の一部に対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めるものである。

令和4年11月30日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

賃料相当損害金等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。